

改正

平成21年4月1日水道事業所管理規程第1号

平成28年4月1日水道事業所管理規程第2号

白河市水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置工事及び費用（第4条—第14条）
- 第3章 給水（第15条—第20条）
- 第4章 料金（第21条—第28条）
- 第5章 管理（第29条）
- 第6章 貯水槽水道（第30条）
- 第7章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、白河市水道事業給水条例（平成17年白河市条例第185号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の構成）

第2条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、逆止弁、給水栓及びメーター等をもって構成する。ただし、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターきょうその他の附属用具を備えなければならない。

（代理人及び管理人の届出）

第3条 給水装置の所有者は、条例第5条の規定により代理人を置くときは代理人選定届（第1号様式）により、条例第6条の規定により管理人を選定したときは次に掲げる者の連署をもって管理人選定届（第2号様式）により、それぞれ管理者に届け出なければならない。

（1） 給水装置を共有するときは、当該給水装置の所有者

（2） 給水装置を共用するときは、当該給水装置の使用者

2 前項の管理人は、当該給水装置を所有し、又は共用する者のうちから選定しなければならない。

第2章 給水装置工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第4条 条例第8条の規定により給水装置工事（以下「工事」という。）の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事申込書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事設計変更及び工事の申込みの取消し）

第5条 工事申込者は次の各号に該当する工事の変更が生じた場合又は当該申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更（申込取消）届（第4号様式）により管理者に届け出なければならない。

（1） 栓数が増減するとき。

（2） 分岐に変更があるとき。

（3） 給水管の延長又は給水管の位置に著しい変更があるとき。

（4） 口径に変更があるとき。

（5） 止水栓又はメータの位置に著しく変更があったとき。

（6） 使用材料に著しい変更があるとき。

(7) 工期の変更があるとき。

(使用材料等の確認)

第6条 管理者は、条例第10条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事業者に対して、当該審査若しくは検査に係る工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書の提出)

第7条 管理者が条例第10条第3項の規定により申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき 給水装置の所有者

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する家屋に給水装置を設置するとき 土地又は家屋の所有者

(受水槽の設置)

第8条 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時的に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水槽を設置しなければならない。

2 前項の基準は、別に定める。

(給水管の使用制限)

第9条 道路の縦横断には、鋳鉄管、ビニルライニング鋼管、ステンレス鋼管、ポリエチレン管及びビニル管以外の管を使用してはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 給水装置の地表の立ち上がり及び水路等のかけ渡し部分には、ビニルライニング鋼管及びステンレス鋼管以外の管を使用してはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(給水管の埋設の深さ)

第10条 給水管は、道路の部分では0.8メートル以上、その他の土地では0.45メートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、道路管理者の条件があるときは、これに従うものとする。

(メーターの保護)

第11条 メーターは、鋳鉄製又は樹脂製のきょうで保護し、その費用は、給水装置の所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第12条 条例第12条第3項の規定により管理者が定める工事費の算出方法は、次に定めるところによる。

(1) 材料費にあつては、管理者が別に定める材料単価額に材料の数量を乗じて得た額とする。

(2) 労力費にあつては、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力費の算出歩数に、その作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて算出することとし、労力費の算出歩数並びに配管工及び土工の賃金の額については、管理者が別に定める。

(3) 道路復旧費にあつては、道路管理者が別に定めるところにより算出した額とする。

(4) 間接経費にあつては、材料費（自己所有の材料を使用したときは、管理者が評価した額）及び労力費の合計額に100分の24以内を乗じて得た額とする。

(工事費の分納)

第13条 申込者は、条例第14条の規定により工事費の分納の承認を受けようとするときは、給水装置工事費分納承認申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 申込者は、前項の規定により分納の承認を受けたときは、当該承認のあった日から15日以内に連帯保証人2人を定め、給水装置工事費分納証書（第6号様式）を提出すると同時に第1回分納金を納入しなければならない。この場合において、当該期間内にこれを行わないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 前項の連帯保証人は、市内に居住し、かつ、独立の生計を営むものでなければならない。

4 工事は、第1回分納金納入後に着手する。

(給水装置の修繕)

第14条 管理者が施行した工事で、当該工事完成後6箇月以内にその給水装置が破損したときは、市の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第15条 条例第19条の規定により、水道を使用する者は、水道使用申込書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。

(水道の使用中止等の届出)

第16条 条例第22条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 水道の使用を中止するとき 水道使用中止廃止届(第8号様式)
- (2) メーターの口径又は用途を変更するとき 給水装置用途変更届(第7号様式)
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 私設消火栓使用届(第9号様式)
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき 水道使用者変更届(第7号様式)
- (5) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき 水道使用変更届(第10号様式)
- (6) 給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届(第11号様式)
- (7) 消防用として水道を使用したとき 私設消火栓使用届(第9号様式)
- (8) 共用給水装置の世帯数に異動があったとき 水道使用変更届(第10号様式)

(メーターの設置基準)

第17条 給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要と認めるときは、1建築物に2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内の2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなすことができる。

(メーターの位置)

第18条 条例第20条第2項に規定するメーターの位置は、メーターの点検を容易に行うことができ、常に清潔で、かつ、損傷の危険のない場所でなければならない。

(メーターの亡失及び損傷)

第19条 条例第21条第1項の規定により貸与を受けたメーターを亡失し、又は損傷したときは、直ちにメーター亡失・損傷届(第12号様式)により管理者に届け出なければならない。

2 条例第21条第3項の管理者が定める損害額とは、前項のメーターの原状回復に要した実費額とする。

(給水装置及び水質の調査費用)

第20条 条例第25条第2項に規定する特別な費用を徴収するときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 給水装置については、その構造、材質又は機能若しくは漏水について通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等の飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金

(定例日)

第21条 条例第28条第1項の規定によるメーターの点検を行う定例日は、月の初日から当月20日までの間に設けるものとする。

(集合住宅の料金の算定)

第22条 管理者は、1個のメーターで2世帯以上の水道使用者等がある集合住宅（以下「集合住宅」という。）の料金を算定する場合の給水管の口径は、各世帯に分岐する給水管の口径とする。ただし、各世帯に私設メーター（管理者が別に定める基準により承認を受けたものに限る。）が設置されている場合は、そのメーターの口径とする。

2 前項の規定の適用については、集合住宅料金適用申請書（第13号様式）を管理者に提出し、その承認を受けたものに限る。

（メーターの点検）

第23条 使用水量は、前回の定例日から次回の定例日までを2月分として計算する。この場合において、メーターに1立方メートル未満の端数があるときには、これを次回に算入するものとする。

（使用水量の認定）

第24条 条例第29条に規定する使用水量及び用途の認定基準は、管理者が定める。

2 集合住宅の各世帯の使用水量が不明のときの当該使用水量は、各世帯均等とみなすことができる。

（料金等の納入期限）

第25条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発するその月の月末、その他の納入金にあつては別に定めのない限り納入通知書を発する日から14日以内の日とする。

2 前項に規定する納入の期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納入の期限とする。

（督促）

第26条 水道使用者等が前条の納入期限までに料金等を納入しないときは、当該納入義務者に対し当該納入期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

（メーター口径の増減径に係る加入金の取扱い）

第27条 メーターの口径を増径又は減径する場合、既存のメーター1個に対し、新設しようとするメーター1個をもって増径又は減径するものとする。

2 メーター口径を減径する場合に生ずる加入金の差額は、返還しない。

（料金等の減免）

第28条 条例第34条の規定に基づき減額し、又は免除することができる料金及び手数料その他の費用に係る特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害その他これに類する事由により納付が困難であると認められる場合
- （2） その他管理者において必要があると認められる場合

2 条例第34条の規定に基づき減額し、又は免除することができる加入金に係る特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 過去においてメーター口径を減径し、その後再度増径するメーター口径が、過去において設置していたメーター口径の範囲内である場合
- （2） 前項各号に掲げる場合

3 前2項の規定により減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書（第14号様式）に当該事由を証明する書類を添付して管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の申請書を受理したときは、料金等の減免についてその要否を決定し、水道料金等減免決定通知書（第15号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（過誤納金の還付及び充当）

第29条 管理者は、料金等に係る過誤納金がある場合、水道使用者等に対し、当該過誤納金を遅滞なく還付しなければならない。ただし、当該過誤納金の還付を受けるべき水道使用者等に未納の料金等があるときは、これを当該未納の料金等に充当することができる。

2 管理者は、水道使用者等の承諾がある場合は、料金等に係る過誤納金を次回以降に徴収する料金等に充当することができる。

3 管理者は、第1項ただし書又は前項の規定により、料金等に係る過誤納金を充当した場合は、その

旨を水道使用者等に通知するものとする。

第5章 管理

(停水の方法)

第30条 条例第37条に規定する給水の停止は、給水栓の封印、止水栓若しくは制水弁の閉鎖又はメーターの撤去をすることによって行う。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、福島県給水施設等条例（昭和54年福島県条例第39号）又は福島県飲用井戸等衛生対策要領（平成元年元環衛第463号福島県保健環境部長通知）に定める基準によるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の白河市水道事業給水条例施行規程（平成10年白河市水道事業所管理規程第4号）、表郷村水道給水条例施行規程（平成10年表郷村規程第1号）又は東村水道給水条例施行規程（平成10年東村訓令第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年4月1日水管規程第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日水管規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

代理人選定届

年 月 日

白河市長

代理人	住所	白河市	
	氏名		㊟
	電話番号		
給水装置 所有者	住所		
	氏名		㊟
	電話番号		

下記の給水装置の管理に関する一切の事項を処理するため代理人を選定したので、届け出ます。


記

- 1 給水装置場所 白河市
- 2 給水装置の種類及び口径
専用給水装置 ミリメートル
共用給水装置 ミリメートル
- 3 アパート等の呼称
- 4 アパート等の戸数

管 理 人 選 定 届

年 月 日

白河市長

- 1 管 理 人 住 所 氏 名 電話番号 
- 2 給水装置場所 白河市
- 3 給水装置の種類及び口径 共有・共用給水装置 ミリメートル
- 4 アパート等の名称
- 5 管理戸数

上記のとおり管理人を選定したので、届け出ます。

所 有 者 ・ 使 用 者 住 所	所有者・使用者氏名

第3号様式 (第4条関係)

(表)

給水装置工事申込書						年 月 日	
白河市長		住 所 申込者 〆りがな 氏 名 ㊟					
白河市水道事業給水条例第8条の規定により給水装置工事の申込みをします。 白河市水道給水条例等を遵守することを誓約し、下記の指定給水装置工事業者に給水装置工事の申し込み及び施工に係る一切を委任します。							
給水装置施工者	申込者より受任し、白河市水道事業給水条例等を遵守し施工いたします。 年 月 日 受託工事業者 住 所 (指定給水工事業者) 氏名又は名称 ㊟ 主任技術者名 ㊟ 電 話 番 号 ()						
給水装置設置場所	白 河 市						
工 事 種 別	新 設 ・ 改 造 修 繕 ・ 撤 去	用 途	一般用(一般・営業・団体・工業) 浴場用 ・ 臨時用				
工 事 金 額	設 計 : 円 (竣 工 : 円)	工 事 期 間	承認の日から 年 月 日 (月 日 間)				
給 水 方 式	直水・受水槽・併用	給水階高	階 (m)	末端水圧(3階及び16栓数以上)	Mpa		
本管分岐詳細	新規取出し(配水・給水管φ mm×取出し管φ mm)・取出済み(取出し口径φ mm止水栓φ mm)						
手数料及び加入金	手数料	区 分		内 訳	金 額	領収印	
		国・県道路占用申請手数料			円		
		設計審査手数料					
	工事検査手数料						
	加入金	区分	口径	個数	内 訳	金 額	領収印
		新 規	φ mm	個		円	
口径変更		φ → φ mm	個				
既 設 ・ 利 権	φ mm	個					
利害関係者同意書	この給水装置工事において申込者の使用(分岐)を承諾いたします。 今後の給水装置に関する問題は一切当事者間において解決いたします。 年 月 日 住所 土地所有者 氏名 ㊟ 年 月 日 住所 家屋所有者 氏名 ㊟ 年 月 日 住所 給水管所有者 氏名 ㊟						
(記 事)							

施工承認	課 長	課長補佐	係 長	係 員
工事竣工	課 長	課長補佐	係 長	係 員

収 受	年 月 日
承 認	年 月 日
承 認 番 号	第 号
検 査	年 月 日

(裏)

竣 工 図

計 量 器 番 号	口 径	mm No.	給 水 せ ん 数	せ ん	水 圧	MPa
受 水 槽 有 効 容 量		m ³	高 架 タ ン ク 容 量		m ³	受 水 槽 台 帳 番 号
工 事 経 過		止 水 せ ん オ フ セ ッ ト (境 界 よ り)		位 置 図		
工 種	竣 工 年 月 日					
新 設	年 月 日					
改 造						
撤 去						

給水装置工事 設計変更 届
 申込取消

年 月 日

白 河 市 長

住 所
 申込者
 氏 名



設計変更を
 次の給水装置工事について したいので、届け出ます。
 申込みを取り消

給水装置工事場所	白河市
工事申込年月日	年 月 日
工事申込承認番号	
工 事 種 別	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去
給水装置施工者	住 所 氏名又は名称 主任技術者名
理 由	

給水装置工事費分納承認申請書

年 月 日

白河市長

住 所
申請者
氏 名 印

給水装置工事費を下記の方法で納入いたしますので承認くださるよう申請します。

記

- 1 給水装置設置場所 白河市
- 2 工 事 種 別 新 設 改 造 修 繕
- 3 工 事 費 総 額 円
- 4 分 納 の 内 訳

区 分	金 額 (円)	納 付 年 月 日	摘 要
第 1 回		年 月 日	
第 2 回		年 月 日	
第 3 回		年 月 日	

給水装置工事費分納証書

年 月 日

白河市長

申請者 住所 白河市
氏名 ㊟

連帯保証人 住所 白河市
氏名 ㊟
住所 白河市
氏名 ㊟

給水装置工事費分納については、下記の事項を守り期日内に必ず納入いたします。

記

1 分納承認の条件

- (1) 申込者が期限内に納付を怠ったときは、保証人が納入すること。
- (2) 申込者が納入期日を変更しようとするときは、速やかに承認を受けること。

2 分納内容

- (1) 給水装置設置場所 白河市
- (2) 工事種別 新設 改造 修繕
- (3) 工事費総額 円
- (4) 分納の内訳

区分	金額(円)	納付年月日	摘要
第1回		年 月 日	
第2回		年 月 日	
第3回		年 月 日	

第7号様式 (第15条、第16条関係)

水道使用申込書・給水装置用途変更届・水道使用者変更届

年 月 日	使 用 者	家 主 又 は 管 理 人	受 付 日
白河市長	住 所	住 所	年 月 日
異動コード 1・2・3	アパート 名称等 フリガナ	氏 名	受 付 者
巡回順路コード — —	氏 名	電 話	
	電 話 (自・勤)	電 話	

徴収区分	口座種別	銀行コード	口座番号
口座受付日	口座名義人	フリガナ	
異動年月日		家族数	
旧使用者氏名			

メーター口径	メーター番号	月日	指 針	水 量	用途	備考
新		/	m ³	m ³		
旧		/				

点 検	台 帳	開 栓

申込書受付
 ・窓 口 ・電 話 ・その他()
 ・本 人 ・大 家
 ・不動産()
 ◎異動コード…1—開栓 2—変更 3—新設
 ◎口 径……13m/m 20 30 40 50 75
 ◎徴収区分……送納1 集金2 口座3
 ◎用 途……1—一般用 2—営業 3— 4—団体用
 5—浴場用 6—工業用 7—臨時用
 8—集 合 9—消火栓

第8号様式 (第16条関係)

水 道 使 用 中 止 廃 止 届

年 月 日	受 付 情 報		
白河市長	受 付 日	受 付 者	
本 人	大 家	不 動 産	年 月 日
事 由	お客様番号	フリガナ	
中止・廃止		使用者名	TEL
精 算 希 望 日		住 所	
月 日 午前 午後 時頃		転 出 先	TEL
精 算 支 払 方 法			
現金・口座・集金・送付			

基 本 情 報			
使用者住所・氏名			
給水装置の設置場所			
所有者住所・氏名			
名義人住所・氏名			
お客様番号	巡回順路コード	口径	メーター番号
取付年月日			
処理状態	出力日	量水器撤去日	徴収 用 途

未 取 情 報			
測定年月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	未収金額
水 量(m ³)	督促手数料(円)		未収合計
合 計			

精 算 情 報			
測定区分	下水定率定量	水道基本料金(円)	下水道基本料金(円)
今回指針	前回検針日	水道料金(円)	下水道料金(円)
前回指針	検満水量(m ³)	消費税額(円)	
差引水量(m ³)	今回水量(m ³)	計(円)	調 定 額(円)

閉 栓	受 付	処 理	取 納	調 定	精 算	廃 止

私設消火栓使用届

年 月 日

白河市長

届出 人	演習のための使用者	住 所 氏 名
	消火のための使用者	住 所 氏 名

白河市水道事業給水条例第22条の規定により届け出ます。

消火栓の所在地		白河市
目 的	演 習	消 火
使 用 概 況	使用予定月日 年 月 日	火災発生月日 年 月 日
	使用予定時間 時 分から 分間	発 生 場 所
立会者		

※使用する消火栓の位置図を添付すること。

水道使用変更届

年 月 日

白河市長

住所
届出人
氏名



次のとおり変更します。

管理人変更又は 代理人変更	住 所			
	アパート等の呼称			
	新 管 理 人 氏 名 新 代 理 人 氏 名		電 話 番 号	
	前 管 理 人 氏 名 前 代 理 人 氏 名		電 話 番 号	
共用給水装置の 世帯数変更	新 世 帯 数	戸	旧世 帯数	戸

備 考

※変更のある項目について記入してください。

給水装置所有者変更届

年 月 日

白河市長

新所有者
住 所
氏 名 ㊟

旧所有者
住 所
氏 名 ㊟

次の給水装置について所有者に変更がありましたので、届け出ます。

給水装置設置場所	白河市
変 更 年 月 日	年 月 日

メーター亡失・損傷届

年 月 日

白河市長

住所
届出人
氏名 ㊟

次の理由により水道メーターを亡失(損傷)しましたので、届け出ます。
なお、損害額については、直ちに弁償いたします。

給水装置設置場所	白河市
理由	
※メーターの種別	
有効年限	年 月 日
口径	mm
取付け	番号
	年 月 日

集合住宅料金適用申請書

年 月 日

白河市長

住所
 管理人
 氏名 ㊟

次の水道料金算定について、集合住宅料金を適用して下さるよう申請します。

給水装置場所	白河市
使用者コード	
私設メーター口径 (給水管の口径)	ミリメートル
集合住宅名称	
住宅の規模	地上 階 地下 階
使用の状況	総戸数 戸 入居戸数 戸

水道料金等減免申請書

年 月 日

白河市長

住所
申請者
氏名 (TEL)

次のとおり料金等の減免を受けたいので、申請します。

給水装置場所		白河市	メーター 口 径	mm
区	水道料金	年 月分		
		使用水量	立方メートル	
		料 金	円	
分	手数料・加入金 その他の費用()	円		
減免を受けようとする理由				

水道料金等減免決定通知書

年 月 日

様

白河市長



年 月 日付で申請のあった料金等の減免について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分		減額する 減額しない	免除する 免除しない
給水装置場所		白河市	
減免内容	年 月分		
	検針料金	円(検針水量 m ³)	
	減免する額	円(減免水量 m ³)	
	差引納付額	円	
	手数料・加入金 その他の費用()	円	
減免しない理由			
備考			